	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第百四十七条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万千五百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第十二条の三第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項（」を「第四項及び第五項（これらの規定を」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に改め、「、平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気自動車

二　天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　充電機能付電力併用自動車

四　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五　軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百円	一万五百円
第百四十七条第一項第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万千五百円